

学校法人中村学園 寄附行為

令和 7 年 4 月 1 日から施行する

○学校法人中村学園寄附行為

昭和32年4月1日

制定

この法人は、中村ハルが設立し、昭和28年12月24日福岡県知事の認可を受け、同年同月同日福岡高等栄養学校を設置し、昭和32年3月15日中村栄養短期大学設置に伴ない文部大臣の変更認可を受けたものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人中村学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市城南区別府5丁目7番1号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、各学校の建学の精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 中村学園大学 大学院 栄養科学研究科 流通科学研究科 教育学研究科

栄養科学部 栄養科学科

栄養科学部 フード・マネジメント学科

教育学部 児童幼児教育学科

流通科学部 流通科学科

(2) 中村学園大学短期大学部 食物栄養学科 キャリア開発学科 幼児保育学科

(3) 中村学園女子高等学校 全日制課程 普通科

(4) 中村学園三陽高等学校 全日制課程 普通科

(5) 中村学園三陽中学校

(6) 中村学園女子中学校

(7) 中村学園大学附属あさひ幼稚園

(8) 中村学園大学附属壱岐幼稚園

2 この法人は、前項に掲げた学校教育と臨床研究の向上のため、次に掲げる教育関連施設を設置する。

中村学園大学栄養クリニック

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行なう。

- (1) 一般飲食店
- (2) 食料品製造業
- (3) 飲食料品小売業
- (4) その他の小売業
- (5) 不動産賃貸業・管理業
- (6) 専門サービス業

2 前項の収益事業を行う部門を中村学園事業部と称する。

第3章 機関の設置

(役員、評議員および会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上12人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 この法人に、評議員を置き、その人数は21人以上24人以内とする。

3 この法人に、会計監査人1人を置く。

(理事選任機関)

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事会 すべての理事
- (2) 評議員会 すべての評議員

3 理事会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

4 理事会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

5 監事または評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告または求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会および理事

第1節 理事の選任および解任等

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の長から、評議員会において選任された者 2人以上3人以内
 - (2) この法人の職員のうちから、評議員会において選任された者 4人以上5人以内
 - (3) 学識経験者のうちから、評議員会において選任された者 2人以上3人以内
 - (4) 建学の精神の他、学園の掲げる理念を理解し継承できる者のうちから、理事会において選任された者 2人以上3人以内
- 2 前項の第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
- 4 理事のうちには、理事の1人と親族その他特別な関係にあるものが、1人を超えて含まれてはならない。

(理事の資格および構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任および退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を行ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会および理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、すべての理事で構成する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選任する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち2名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選任する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事（理事長および代表業務執行理事を除く。）のうち8名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選任する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(事業理事の職務)

第16条 理事のうち1人を事業理事とし、理事会の決議によって選任する。事業理事を解職するときも、同様とする。

2 事業理事は収益事業の業務を統督し、この事業に関しこの法人を代表する。

3 事業理事をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。

(副理事長の職務)

第17条 理事長は、必要がある場合、理事会の決議によって、理事の中から副理事長1人を選任することができる。副理事長を解職するときも、同様とする。

2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を行う。

3 副理事長をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

(代表権の制限)

第18条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事長および事業理事以外の理事は、この法人の収益事業について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理)

第19条 理事長が欠けたときは、速やかに理事会を開催し、理事長を選任する。

2 理事長に事故があるときは、一時的に副理事長が理事長の内部的な職務を代理する。

3 副理事長にも事故があるとき、または副理事長が置かれていない場合は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事または業務執行理事がその職務を代理する。

(理事の報告義務)

第20条 理事長、代表業務執行理事および業務執行理事は3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事および監事に対して、会議開催の日時および場所ならびに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により、会議の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第22条 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

2 前条第2項および第4項ならびに第31条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第23条 理事会の決議は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 寄附行為の変更

(2) 予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画の作成または変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時的な借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

(7) 中村学園長の選任

(8) この法人の設置する学校の長の選任

(9) 中村学園事業部事業執行責任者の選任

(10) 学則および園則の変更

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面または電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委託)

第24条 法令およびこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外については、常任理事会に委託することが

できる。

- 2 常任理事会は、理事長、代表業務執行理事および業務執行理事をもって組織する。
- 3 理事長は次期理事会において常任理事会で処理された事項について報告しなければならない。
- 4 常任理事会に関する細則は別に定める。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長ならび出席した理事2人および出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。)または記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

第5章 監事

第1節 選任および解任等

(監事の選任)

第26条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第27条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項ならびに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第28条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は再任されることができる。

(監事の解任および退任)

第29条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を行ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき。

2 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第30条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 監事の職務等

(監事の職務)

第31条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(5) 理事会および評議員会に出席して意見を述べること。

(6) この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実を発見したときまたは不正の行為がなされ、もしくは法令もしくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣に報告すること。

(7) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令またはこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第7号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日

を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定および解職)

第32条 監事のうち1人を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも同様とする。

第6章 評議員会および評議員

第1節 評議員の選任および解任等

(評議員の選任)

第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから、評議員会において選任された者 7人以上8人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、評議員会において選任された者 3人以上4人以内
- (3) この法人の設置する学校の在学生の父母または保護者のうちから、評議員会において選任された者 3人以上4人以内
- (4) 学識経験者のうちから、評議員会において選任された者 4人以上5人以内
- (5) 建学の精神の他、学園の掲げる理念を理解し継承できる者のうちから、理事会において選任された者 3人以上4人以内

2 次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員の職を失うものとする。

- (1) 前項第1号に定める評議員は、その法人の職員の地位を退いたとき。
- (2) 前項第3号に定める評議員は、この法人の設置する学校の在学生の父母または保護者ではなくなったとき。

3 第1項第3号に定める評議員は、前項第2号の規定にかかわらず、この法人の設置する学校の在学生の父母または保護者ではなくなったときも、退任以後最初に召集される定時評議員会の終結の時までは、評議員の職を失わないものとする。

4 評議員会および理事会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項、第46条第2項および第3項ならびに第62条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければ

ならない。

(評議員の任期)

第35条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任および退任)

第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を行ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会および評議員の職務等

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を受けることができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分または譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画の作成または変更

- (4) 役員や評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) この法人が行う収益事業に関する重要事項
- (6) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) 中村学園長の選任
- (9) この法人の設置する学校の長の選任
- (10) 中村学園事業部事業執行責任者の選任
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 私立学校法に定める事由による解散
- (3) この法人の合併

第3節 評議員会の運営

(開催)

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事会において次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 4 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(運営)

第41条 評議員会に議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。

(決議)

第42条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面または電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第43条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長ならびに出席した評議員2人および出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。)または記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第44条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会および評議員会の協議)

第45条 法令またはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

る。

- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 顧問

(顧問)

第46条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、本法人の理事長、この法人の設置する学校の長の経験者のうち、特に、功労顕著な者のうちから、理事長が理事会に諮り、委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の要請に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

第9章 会計監査人

第1節 選任および解任等

(会計監査人の選任)

第47条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第48条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第49条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第50条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監

事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第51条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、または理事および職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本または抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人もしくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第10章 予算および事業計画等

(会計年度)

第52条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第53条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会の意見を聞いて、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

(役員および評議員の報酬)

第54条 役員および評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第55条 役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第11章 資産および会計

(資産)

第56条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第57条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産または収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第58条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第59条 基本財産および運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、信用ある銀行に定期預金とし、または信託銀行に信託し、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第60条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産、ならびに収益を目的とする事業の収入をもって支弁する。

(会計)

第61条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)および収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第62条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告および決算)

第63条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聞かなければならない。

3 第5条の収益事業から生じた収益は、その一部または全部を基本財産または運用財産に繰り入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用しなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧等)

第64条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項および前項の書類、監査報告書、会計監査報告、役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類ならびにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しまたはこれらの書類の謄本もしくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外し、これを閲覧に供する、または交付することができる。

(資産総額の変更登記)

第65条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第12章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第66条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章 解散および合併

(解散)

第67条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議および評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号または第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第68条 この法人が解散した場合(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第69条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第14章 補則

(情報の公表)

第70条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出を

したとき 寄附行為の内容

- (2) 計算書類および事業報告書ならびにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)ならびに役員の報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容
(公告の方法)

第71条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第72条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長 中村ハル

理事 中村久雄

理事 廣畑龍造

理事 森田武雄

理事 郡司秋生

監事 森伍郎

監事 毛利鎮太郎

附 則

この法人は、昭和32年度までに限り福岡高等栄養学校を併設経営するものとする。

附 則

この寄附行為は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為施行の際、改正前の寄附行為により選任された評議員は、この寄附行為により選任されたものと見做し、任期は従前の例による。

ただし、改正前の寄附行為第15条第1項第6号に規定する評議員の任期は、昭和55年9月12日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

昭和62年10月27日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

平成2年3月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年10月18日から施行する。

附 則

平成4年1月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年11月26日から施行する。

附 則

平成10年2月27日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成12年10月6日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成13年8月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月30日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

(中村学園大学短期大学部幼児教育科の存続に関する経過措置)

中村学園大学短期大学部幼児教育科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成16年11月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月22日)から施行する。
- 2 改正前の寄附行為第10条第1項第6号および第8号により選任された理事の任期は、従前の例による。
- 3 改正前の寄附行為第15条第1項第8号、第9号、第10号、第11号および第12号により選任された評議員の任期は、従前の例による。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(中村学園大学短期大学部食物栄養科および幼児保育科の存続にかかる経過措置)

中村学園大学短期大学部食物栄養科および幼児保育科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年9月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年7月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為、平成27年4月1日から施行する。

(中村学園大学大学院人間発達学研究科の存続に関する経過措置)

中村学園大学大学院人間発達学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和2年3月30日)から施行する。

附 則

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和5年3月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和6年3月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和6年7月5日)から施行する。

附 則

- 1 令和7年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、会計監査人および常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員および評議員の定数、資格および構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事または評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員または評議員であって、私立学校法第31条、

第46条および第62条の資格および構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

4 前項の理事または評議員の解任は、なお従前の例による。